

登園許可証

《医師記入》 認証保育所用

園児名 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日生まれ

疾患名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（ベロ毒素を産生する大腸菌O157,O26,O111等）	症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患は学校保健法の規定などに基づき、医師の許可が必要となりますので、登園の際にお持ちください。

ピノキオ幼児舎 \_\_\_\_\_ 園 施設長殿

上記の者は上記感染症が軽快し、集団生活に支障がないと認めたので、

月 日より登園を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

**感染症になった時は、医師の証明が必要です。  
連絡ノートの備考欄に、担当医より集団生活に影響がない旨一言いただき、印鑑を押していただいても結構です。**

**もし、ご記入いただけない場合は、左記「登園許可証」をご使用ください。（※有料になる場合があります。ご了承ください。）**

**認可保育園・杉並区保育室は、自治体の書式をご利用ください。  
もしくは、各園にご確認ください。**